

八千代市第3次環境保全計画 (見直し案・一部)

第4章 環境像を実現するための施策の展開

第4章 環境像を実現するための施策の展開

基本方針1 地球温暖化対策を推進し、脱炭素型まちづくりを進めます



(1) 主要課題

- 地球温暖化がさらに進行しており、これに起因する気候変動の影響も拡大している状況において、一層の防止対策が必要です。
- 国際社会では、パリ協定の発効を踏まえ、世界全体で、温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けた取組が加速しています。我が国においても、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする政府目標が掲げられています。本市においても、2050 年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を令和2年(2020 年 12 月)に行いました。
- 本市における温室効果ガス排出量は、社会経済活動の活発化により増加を続けており、日常生活や事業活動における省エネルギーの取組は必要不可欠です。特に市域の排出量の半分以上を占める産業部門において、一層の取組が求められます。一方で、現在の快適さを維持するためには、再生可能エネルギー等の導入拡大により低炭素なエネルギーへ代替するとともに、水・緑の活用によるヒートアイランド現象緩和や利便性の高い公共交通機関の整備など、エネルギーを必要としない脱炭素型の社会構築に取り組むことが重要です。
- また、すでに影響を及ぼしている気候変動に対して、その影響を回避しリスクを最小限に抑えるための備えが必要です。

(2) 目標

市民、事業者、行政など全ての主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、気候危機に立ち向かい、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

(3) 施策体系

基本方針1 地球温暖化対策の推進・脱炭素型まちづくり

- └ 基本施策1-1 脱炭素型まちづくりの推進
- └ 基本施策1-2 再生可能エネルギー等の導入推進
- └ 基本施策1-3 市民・事業者の地球温暖化対策・省エネルギー活動の促進
- └ 基本施策1-4 気候変動に対する適応策の推進

【施策の基本的方向】

持続可能な脱炭素型社会の構築に向け、地域特性に応じたまちの機能の集約によるエネルギー効率の高いまちづくり、歩きやすい・自転車に乗りやすい道路等の環境整備、エネルギー消費の少ない建築物の普及を進めます。また、谷津・里山、新川に代表される豊かな水・緑を保全・創出し、その多様な機能を十分に活かしたまちづくりを進めていきます。

【施策】

(1) 地球温暖化防止対策の総合的推進

ゼロカーボンシティ宣言に基づき、市域の温室効果ガスの排出削減を確実に進めるために、「八千代市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づく取組を進めます。また、国や県が取り組む「COOL CHOICE(クールチョイス)」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」~~省エネルギー対策などの啓発キャンペーン~~に協力し、地球温暖化防止活動の推進を図ります。

市は一事業所として、独自の環境マネジメントシステムによる環境管理活動を通じて、温室効果ガス削減に率先的に取り組んでいきます。また、事業者との連携・情報共有の強化により、産業・業務その他部門の温室効果ガス排出削減を目指します。

- 「八千代市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の推進
- 地球温暖化防止に関する普及啓発
- 環境マネジメントシステムによる環境管理活動の推進
- 事業者との連携・情報共有の強化

(2) 環境にやさしいまち・交通への転換

人口減少の進展や激甚化する自然災害に対応したうえで、環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立したまちづくりに向け、「八千代市都市マスタープラン」に基づき計画的な土地利用の誘導を推進します。また、歩きやすい・自転車に乗りやすい道路等の環境整備、事業者等と連携したシェアサイクルの利用促進、電気自動車などの次世代自動車や低燃費車など環境に配慮した自動車の導入促進などにより、温室効果ガスの排出を低減するまちを目指します。

- 計画的な土地利用の誘導の推進
- 環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するための促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定や取組の強化
- 公共交通機関など環境負荷の小さい交通手段の利用促進
- シェアサイクルの利用促進
- 自転車・歩行者道路の整備
- 次世代自動車等の普及促進、エコドライブの推進
- 県と連携した次世代自動車の充電インフラ整備の推進

(3) 脱炭素型建築物の普及促進

環境負荷の低減に対応するため、省エネルギー性能を有した環境に配慮した建築物の普及に努めます。建物・設備の省エネルギー化の取組を通じて、エネルギー消費が正味ゼロまたはマイナスになるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)やZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)の普及拡大を進めます。

- 住宅用省エネルギー設備等設置に対する補助事業の継続
- 長期優良住宅の整備促進
- 住宅等販売事業者と連携したZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)やZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)に関する情報の発信
- 屋上や壁面緑化など建物の緑化推進
- 公共施設改修時の再生可能エネルギー、高効率省エネ設備等の導入検討

(4) 二酸化炭素の吸収源としての緑の利活用

谷津・里山等の豊かな緑、市の中心部を流れる新川の保全、市街地における緑の保全・創出を促進し、ヒートアイランド現象の緩和を図るなど、自然の働きを活かしたまちづくりを進めます。また、公共事業や住宅への県産木材の利用を推進することで、森林の保全を進めます。

- 谷津・里山、農地、河川等の保全・再生
- 都市公園の整備などによる緑の保全・創出
- 緑化協定、環境保全協定制度による緑化の推進
- 公共施設の敷地、屋上・壁面の緑化
- 県産木材利用の推進

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
温室効果ガス排出量(市域)	千 t-CO ₂ /年	1,522 1,789 (2017 年度)*	1,507
世帯当たりの家庭部門市民1人当たりの温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /世帯人・年	2.49 1 (2017 年度)*	7.5
市の事務事業による温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	51,746	48,641

*：環境省(自治体カルテ)

基本施策1-2 再生可能エネルギー等の導入推進

【施策の基本的方向】

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーや、廃棄物由来のバイオマス資源などの都市の未利用エネルギー、次世代エネルギーとしての活用が期待される水素エネルギーの導入を推進すると同時に、災害対応等を想定した自立分散エネルギー供給システムの整備を進め、これらのエネルギーの活用を促進します。

【施策】

(1) 再生可能エネルギー等の利用推進

公共施設において再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来電力の調達を進めるに努めるとともに、住宅用の太陽光発電設備や蓄電システムなどの導入を促進します。また、PPA やソーラーシェアリング、企業活動で消費する電力を 100%再生可能エネルギーで行うRE100などの市民・事業者に向けた情報提供、相談対応を通じた導入促進に努めます。さらに、市民団体や企業等への支援を通じて、地域における再生可能エ

エネルギー利用促進、地域新電力の活用やコージェネレーション(熱電供給)など防災性の高い分散型エネルギーの導入を推進します。

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進
- 公共施設において再生可能エネルギー由来電力の調達の促進
- 住宅用の太陽光発電設備等省エネルギー設備設置に対する補助事業の継続
- 市民・事業者向けの相談・情報提供等
- 再生可能エネルギー由来や排出係数が低い環境に配慮した電力の調達・利用を行う市民・事業者への支援
- 地域における防災性の高い分散型エネルギーの導入推進
- 環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するための促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定や取組の強化

(2) バイオマス等未利用エネルギーの活用

食品廃棄物や家畜排せつ物、浄化槽汚泥、剪定枝などのバイオマスに含まれる炭素は、燃焼させても長期的に見れば大気中の二酸化炭素濃度を増加させないことから、化石燃料の代替としての利活用が期待されます。市では、廃食用油の収集・燃料化、ごみ焼却熱の回収・再利用を行っており、今後も継続していきます。

- バイオマスエネルギー源の利活用に関する調査・研究、導入促進
- 廃食用油の収集及び再生利用(燃料化)の継続
- 廃棄物処理施設における高効率な発電設備、熱回収・利用等の導入検討
- 工業団地等における面的な未利用エネルギー導入の促進

(3) 水素エネルギーの活用

水素は、酸素と結びつけることで発電したり、燃焼させて熱エネルギーとして利用することができたり、その利用時には二酸化炭素を排出させないクリーンなエネルギーです。現在、期待されている水素の利用方法には、燃料電池自動車(FCV)、フォークリフトなどの産業用車両での利用、家庭用燃料電池「エネファーム」などが挙げられます。こうした水素の利活用にかかる情報提供による普及促進、設備補助等を通じたエネファームの導入を促進します。

- 燃料電池自動車など次世代自動車等の普及促進
- エネファームの導入促進、公共施設への率先導入

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
再生可能エネルギーの活用(市域)	MWh	30,844 (2018 年度)*	56,240
公共施設における再生可能エネルギー由来電力の導入割合	%		

*:環境省(自治体カルテ)

【施策の基本的方向】

家庭や事業所において、~~おける省エネルギーの取組を促進し~~、脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換・普及を目指します。また、市域の主要な温室効果ガスの排出源となっている産業部門からの排出削減に向けた取組を促進・拡大します。~~なお、廃棄物部門の取組については、「基本方針2 地域資源を最大限活用し、循環型社会の形成を推進します」を参照することとします。~~

【施策】

(1) 産業部門における取組の促進

ゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、市域の温室効果ガス排出量の半分以上を占める産業部門の取組は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す上で非常に重要です。

事業者に対して、県が行う省エネルギー対策等に積極的に取り組む事業所を登録する制度「CO2CO2(コツコツ)スマート宣言事業所登録制度」の周知を図るとともに、省エネルギー・~~高効率型の施設・設備の導入~~、生産管理におけるIoTの活用などを働きかけることにより、省エネルギーを促進します。また、その取組において障壁となる経済的負担の軽減に向けて、行政による支援や地元金融機関と協力しESG関連の情報を提供するなどの支援を検討します。

- 事業者の自主的取組の促進(CO2CO2スマート宣言事業所登録制度の周知)
- 事業者による環境投資の促進
- フロン類の対策の推進

(2) 家庭・業務~~その他部門~~における取組の促進

市民・事業者に向けて、~~「賢い選択」~~「COOL CHOICE(クールチョイス)」や「~~脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動~~」をはじめとする地球温暖化防止や省エネルギーのための情報提供、普及啓発活動を行い、~~脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの定着を促します。~~市は事業者として、公共施設における節電や夏季のグリーンカーテンなどの建物緑化を継続するとともに、率先して省エネルギーに資するトップランナー機器、~~公用車への電気自動車など次世代自動車・低炭素型自動車の導入に努めます。~~

- 家庭・事業所における省エネルギーに関する情報提供、温暖化対策に関する普及啓発
- 住宅用省エネルギー設備等設置に対する補助事業の継続
- ~~エコドライブの推進~~
- ~~次世代自動車等の普及促進、公用車への率先導入~~

(3) 運輸部門における取組の促進

パンフレット、ホームページ及び広報などの各種のメディアを通じて、公共交通利用促進、エコドライブによるエネルギー効率の良い運転を奨励します。また、市民・事業者の電気自動車を始めとする次世代自動車の導入を支援します。

市では、公用車の利用において、燃料の補給量や走行距離など車両情報の管理を徹底するとともに同じ場所や同一方向に出張する場合は、相乗りなど効率的利用に努めます。

- 各種のメディアを通じた、公共交通利用促進、エコドライブの奨励
- 市民・事業者の次世代自動車の導入支援
- 次世代自動車等の普及促進、公用車への率先導入
- 公用車の車両情報の管理と効率利用

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
CO2CO2スマート宣言事業所登録数	事業所	2	5
補助金による太陽光発電の定格出力の合計値	kW	3,755	4,878
一般公用車の次世代自動車などの導入割合	%		

基本施策 1-4 気候変動に対する適応策の推進

【施策の基本的方向】

気候変動による影響は、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、人々の健康や産業・経済活動に広く影響を与えます。

本市における気候変動の影響や今後の将来予測に対して適応策を推進し、地域が持つ特性を活かしながらリスクに備えた柔軟な対応を実施し、自然災害等に強いまちを目指します。

【施策】

(1) 気候変動に関する情報収集・提供

現在及び将来予測を含めた気候変動に関する最新情報の収集を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を図ります。また、気候変動への適応の重要性や具体的な取組について、必要な情報発信や周知啓発を行います。

- 気候変動の影響予測等に関する情報収集
- 気候変動への適応のための取組周知・啓発(熱中症予防・対処方法、打ち水の実施やグリーンカーテンの普及等)

(2) 農業・水資源等への影響軽減に向けた取組

高温等による農作物への影響軽減に向けて、県と協力し、栽培管理技術の普及に努めます。農地の多面的機能の維持に努めるとともに、台風に対応した施設の改良や設備に関する情報提供や導入支援を行います。

気候変動への対策や、病虫害・鳥獣等の被害防止対策について、生産者が共同で行う新品種の導入や資

材の導入・設置等の試験の実施について、試験圃場の確保や資材導入などを支援します。

- 農業施設の減災対策の推進
- 家畜伝染病や病害虫の発生及びまん延防止の支援
- 生産者の共同による試験実施への支援

(3) 水環境・水資源等への影響軽減に向けた取組

県や関係機関等と連携し、通常時及び渇水のおそれのある早い段階からの情報発信と節水の呼びかけを促進します。

- 節水の呼びかけ

(4) 自然生態系への影響軽減に向けた取組

気候変動による自然生態系への影響をよりの確に把握するため、県や市民と連携して重要な自然生態系の調査やモニタリングを推進します。

- 自然生態系の調査やモニタリングの推進

(5) 自然災害の影響軽減~~防災・減災~~に向けた取組

激甚化する自然災害に対応するため、太陽光発電設備や蓄電池などの自立・分散型エネルギーシステムの導入、雨水貯留施設の設置など、避難場所等の整備~~災害対策・整備~~を推進するとともに、ハザードマップの周知や迅速な情報提供等により、被害の軽減を図ります。また、防災訓練の実施や災害図上訓練(DIG)・避難所運営ゲーム(HUG)等の開催、パンフレットの配付等を通じて、地域の防災・減災意識の啓発を推進します。

印旛沼流域全体での遊水機能の強化、市街地における雨水流出抑制対策やヒートアイランド現象の緩和等につながるグリーンインフラの活用を進めるとともに、谷津・里山や農地の保全など、生態系を活用した防災・減災(Eco DRR)の取組を推進します。

八千代市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理および生活環境・公衆衛生の悪化防止に努めます。

- 災害対策・防災拠点の整備
- ハザードマップの周知や迅速な情報提供
- グリーンインフラの整備・活用
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理および生活環境・公衆衛生の悪化防止

(6) 健康への影響軽減に向けた取組

気候変動への適応の重要性や具体的な取組について、必要な情報発信や周知啓発を行います。また、気候変動による気温や降水量の変化により、拡大する恐れのある蚊が媒介する感染症への対策や注意喚起を推進します。

屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するため、事業者などと連携して、スポット的に効果があり、PR効果の高い場所へのクールスポットの創出に努めます。

- 気候変動への適応のための取組周知・啓発(熱中症予防・対処方法、打ち水の実施やグリーンカーテンの普及等)

- 蚊が媒介する感染症への対策や注意喚起の推進
- クールスポットの創出

【7）国民生活・都市生活への影響軽減に向けた取組】

有事の際のライフラインの断絶に備え、水や食料、携帯トイレ、電池、カセットコンロなどの備蓄や自家発電機の整備などを推進します。また、太陽光発電設備は災害時の電力供給源としての役割も期待できることから、蓄電池と併せて普及に努めます。

- ライフラインの断絶に備えた備蓄や自家発電機の整備などの推進
- 太陽光発電設備の蓄電池と併せた普及
- 市民・事業者の次世代自動車の導入支援
- 住宅等販売事業者と連携したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に関する情報の発信

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
熱中症患者の搬送件数	件	77	77
防災啓発活動の実施回数	回		

(1) 主要課題

- 本市において、市民・事業者の協力により一般廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、人口や経済活動の変動、AI などの技術革新・活用による人々のライフスタイル・ワークスタイルの変化等により、排出される廃棄物の量・質ともに影響を受けることが予想されます。
- 食品ロス削減やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題等が世界共通の課題となる中、環境への負荷を抑制しながら健康で安全な生活と、豊かな生態系を保全するために、循環型社会の形成が求められています。
- 大量生産・大量消費・大量廃棄する社会システムから持続可能な資源循環型の社会システムへの転換を図るため、一人ひとりが資源の有限性を理解し、ごみの発生を抑制し、リサイクルを推進することで資源を最大限に循環利用することが重要です。
- 将来においても安全かつ安定したごみ処理体制を確保し、発生したごみは適正に処理することで美しい環境を維持することも大切です。

(2) 目標

限りある資源の大切さを認識し、循環的に利活用することで、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指します。

(3) 施策の体系

基本方針2 循環型社会の形成の推進

└ 基本施策2-1 4Rの推進

└ 基本施策2-2 廃棄物の適正処理の推進

【施策の基本的方向】

家庭や事業活動から発生する廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源循環の促進に向けて、Reduce(ごみとして処分するものを減らす)、Reuse(必要としている人に譲るなどして繰り返し使う)、Recycle(使い終わったものを正しく分別し資源として再生する)の3Rに Refuse(ごみになるものの発生を抑制する)を加えた4Rの取組を推進し、循環型社会の形成を目指します。

食品ロス削減に向けた取組やプラスチック製容器包装等の分別収集実施に向けた検討を重点的に行います。

ごみの分別の徹底や市民団体等による資源回収運動、リサイクルに向けた体制づくりやバイオマス利活用の検討により、4Rの推進を図ります。

【施策】**(1) 市民のごみ減量化・資源化の推進**

循環型社会の形成に向けた市民の自発的な行動を促すための啓発活動を行い、4Rの取組を推進します。

ごみ減量学習会やリサイクルフェアなどを通じて、4Rの取組やごみの分別ルール、廃棄物の処理・リサイクルに関する正しい知識の普及、食品ロス削減やワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制のための啓発活動を推進します。

一般家庭における生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度、紙・布類などの資源物を回収する集団回収の支援などを継続し、ごみの減量化及び資源化を推進します。

- ごみ減量学習会やリサイクルフェアなどを通じた、ごみ分別ルール等の周知・啓発活動
- 食品ロス削減に向けた周知・啓発活動
- ワンウェイ(使い捨て)プラスチック排出抑制に向けた啓発活動
- プラスチック製容器包装等の分別収集の検討
- 生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度による一般家庭における生ごみの減量化・資源化の推進
- 自治会やPTA等の自主的な活動として、資源物を回収する集団回収の支援
- ごみ処理の有料化(有料指定ごみ袋制度等)の継続、一般廃棄物処理手数料の適時見直し

(2) 事業者のごみ減量化・資源化の推進

循環型社会の形成に向けた事業者の自発的な行動を促すための啓発活動を行い、4Rの取組を推進します。

事業者に対し、事業活動に伴い発生するごみの減量化や資源化など、適正処理の実施に向けた啓発活動を推進します。

再くるくん協力店認定制度を継続し、市民と事業者との相互協力による資源化を推進します。

- ごみ減量化や資源化など、適正処理の実施に向けた啓発活動
- 環境に配慮した製品やサービスの提供にかかる啓発活動
- 多量排出事業者・事業用大規模建築物の所有者等に対する「事業系一般廃棄物減量化計画書」に基づくごみ減量化や資源化の推進活動
- 再くるくん協力店の充実

(3) 地域資源の循環利用の促進

バイオマス資源の利活用の一環として、学校給食における食品残さの飼料化(エコフィード)・再利用を検討します。

- バイオマス資源の利活用に関する調査・研究、導入検討
- 廃食用油の収集及び再生利用(燃料化)の継続
- 食品残さの飼料化(エコフィード)・再利用の検討

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
ごみ総排出量	t/年	56,295	52,089
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	g/人・日	494	450.8
事業系ごみ排出量	t/年	12,146	10,184
リサイクル率	%	20.2	21.8
廃食用油回収量	t/年	3	3

【施策の基本的方向】

ごみの分別排出ルールを周知・徹底し、適正な処理を行うことで、環境への負荷を低減するとともに、不法投棄やポイ捨ての防止啓発、市民・事業者等との協働による清掃活動により、まちの美化を目指します。

【施策】

(1) 廃棄物の適正処理の推進

ごみ分別ルール等について、市民・事業者に対し啓発活動を行うとともに、収集した廃棄物の適正な処理による資源化を推進します。

建設事業における残土等の適正管理、建設廃棄物のリサイクルや縮減の徹底を指導・推進します。

- 市民・事業者に対する分別排出ルールの周知・徹底
- 収集した廃棄物の適正な処理による資源化の推進
- 建設事業における残土等の適正管理、建設廃棄物のリサイクルや縮減

(2) 不法投棄・ポイ捨て対策の推進

廃家電、建設廃棄物などの不法投棄の防止のため、警察や関係機関などと連携を図り、引き続き不法投棄防止に向けた監視体制の強化に努めます。また、不法投棄連絡員や廃棄物減量等推進員と連携し、不法投棄・ポイ捨て防止のための啓発活動を推進します。

ごみの散乱のない美しいまちづくりを進めるため、市民や事業者等との協働により、まちや川の美化活動に取り組むなど、市民一人ひとりのモラル向上に向けた啓発活動を行います。

- 不法投棄の防止に向けた監視体制の強化
- 不法投棄・ポイ捨て防止のための啓発活動の推進
- 市民・事業者等との協働によるまちの美化活動

(3) 安全かつ安定的なごみ処理体制の確保

ごみの焼却熱の再利用やごみの焼却残さの資源化などの取組を継続します。

ごみ処理施設について、ごみ排出量の見込みや質の変化など将来予測を踏まえた上で、環境負荷の低減、災害時への対応等を勘案し、施設整備事業を推進していきます。

- ごみ処理施設の改良・更新等整備の実施
- 廃棄物からのエネルギー回収及び有効活用の推進
- 焼却残さの資源化の継続

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
一般廃棄物最終処分量	t/年	3,026	2,771
最終処分率 (最終処分量/ごみ総排出量)	%	5.5	5.3



(1) 主要課題

- 市民の健康で快適な生活の前提となる生活環境については、事業活動への規制等により、環境基準を達成する等適切な状態を維持していく必要があります。
- 大気については、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが環境基準を達成しておらず、河川等公共用水域においても新川等において環境基準超過が見られます。
- 騒音・振動については、発生源のひとつである自動車等道路交通への対策に継続的に取り組む必要がある一方で、生活騒音などへの対策も必要です。さらに市内では、揮発性有機化合物による地下水汚染が、令和元年現在 14 地区で確認されています。
- 現在及び将来の市民が、健全で良好な環境の恵みを享受し、住みやすさを実感できるように、引き続き環境監視や工場・事業場からの排出管理等、生活環境の改善に向けた取組を続ける必要があります。また、ダイオキシン類等の化学物質による環境リスクの防止も重要です。

(2) 目標

安心して健やかに、快適に暮らし続けられる環境を維持します。

(3) 施策体系

基本方針3 安全で安心な生活環境の保全

- └ 基本施策3-1 大気汚染、悪臭、騒音・振動対策の推進
- └ 基本施策3-2 水循環の確保と水環境の保全
- └ 基本施策3-3 地質環境の保全

【施策の基本的方向】

工場・事業場や自動車からの大気汚染や悪臭の発生を予防し、健康で快適な大気環境の維持を目指します。

また、工場・事業場、建設現場、自動車交通等、多様な発生源からの騒音・振動に対し、法令で定める規制基準等の遵守を推進するとともに、市民に対し生活騒音にかかる周辺への配慮を促し、心地よい環境の維持を目指します。

【施策】**(1) 大気汚染の固定発生源対策**

工場・事業場に対し県と連携し、各種排出物質の規制基準を遵守するよう指導します。また、ボイラーなどへの低窒素酸化物(NO_x)型燃焼機器の導入や光化学オキシダント生成の原因物質にもなる揮発性有機化合物(VOC)対策、燃料使用の適正化・効率化など、事業者の自主的な排出削減対策を推進します。

家庭の暖房機器・給湯器からの汚染物質排出削減対策を促進するため、情報提供、啓発活動を行うとともに、住宅等の建築物の解体・改築時におけるアスベスト飛散防止対策やアスベストを含む廃棄物の適正な処理について、関係法令の周知を行うなど、アスベスト対策を徹底します。

- 工場・事業場における規制基準の遵守指導
- 家庭・事業者における対策促進のための情報提供、啓発活動
- アスベスト対策の徹底

(2) 大気汚染の移動発生源対策

市民・事業者に対して、自動車の利用の自粛、自転車利用促進などの協力、低公害・低燃費車への転換やエコドライブの徹底などを促します。

また市では、次世代自動車・低炭素型自動車を公用車に率先導入するとともに、市民・事業者への普及を促進します。

- 自動車の利用の自粛、エコドライブの実施、自転車利用促進などの協力要請
- 次世代自動車等の普及促進
- 公用車への次世代自動車等の率先導入

(3) 悪臭、騒音・振動対策の推進

地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」や「八千代市公害防止条例」に基づく指導を行います。

また、工場・事業場、建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、「騒音規制法」「振動規制法」や「八千代市公害防止条例」に基づく規制・指導を行うとともに、低騒音・低振動型設備の導入を推進します。

自動車交通量の多い国道16号や国道296号など幹線道路において騒音・振動の状況を調査し、要請限度を超えている場合には必要に応じて千葉県公安委員会に道路交通法による措置等を要請します。

さらに近隣住宅等から発生する生活騒音等対策については、パンフレットなどを通じた啓発活動に努めます。

- 法律や条例に基づく悪臭・騒音・振動の規制基準の遵守・指導
- 事業者に対する低騒音・低振動型設備の導入など騒音・振動対策の指導
- 道路補修等による自動車騒音・道路交通振動対策の実施
- 国等への要請、協議、自衛隊航空機騒音調査の実施など航空機騒音対策の実施
- 生活騒音等に対する啓発活動の実施

（４） モニタリングの充実

大気環境や自動車騒音、ダイオキシン等について県と連携し、モニタリングを継続して実施します。

- 大気環境のモニタリングの継続
- 自動車騒音調査の継続
- ダイオキシン類、空間放射線量などの化学物質のモニタリングの継続

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダント除く)	%	100	100
光化学オキシダントの環境基準の時間 達成率	%	94.4	95.0
自動車騒音の環境目標値(環境基準) の達成率	%	87.6	90.0
公害苦情件数	件/年	82	75

基本施策3－2 水循環の確保と水環境の保全

【施策の基本的方向】

工場・事業場からの水質汚濁や生活排水対策の推進、さらに健全な水循環の確保により、良好な水環境の維持を目指します。

【施策】

（１） 健全な水循環の確保等

印旛沼流域の健全な水循環を考慮した新川等の水環境改善、治水対策を、国や流域自治体、市民(団体)、専門家等関係者と協力して進めます。

谷津・里山や農地などを重要な水源かん養地と捉え、谷津・里山及び農地の整備・保全を推進します。また、適正な水循環の確保を図るため、市街地等における緑化の推進、雨水の地下浸透を進める透水性舗装や雨水浸透ますの設置など、雨水流出抑制対策を推進します。さらに、雨水や生活排水の再利用など、水の有効利用を推進します。

- 印旛沼流域の健全な水循環確保のための関係機関との協力

- 谷津・里山及び農地の整備・保全の推進
- 市民や事業者に対する情報提供、啓発活動
- 雨水流出抑制対策の推進
- 水の有効利用の推進

(2) 発生源対策

工場・事業場における排水対策の推進として、汚濁負荷削減のために、工場・事業場に対策強化への協力を求めています。

また、「八千代市生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水対策を推進します。

公共下水道整備計画区域内では、全戸水洗化を目指して下水道の整備を推進し、普及率の向上を図ります。また、公共下水道整備計画区域外では、富栄養化の原因となる窒素やリンを除去できる高度処理型合併処理浄化槽の設置の普及促進を図るとともに、環境負荷の高いくみ取便所及び単独処理浄化槽からの転換については補助事業を継続します。

- 工場・事業場における規制基準の遵守指導
- 公共下水道の整備推進
- 高度処理型合併処理浄化槽への転換に対する補助事業の継続
- 下水道接続促進や浄化槽適正管理に関する啓発活動

(3) 面源系からの汚濁負荷の軽減策の推進

河川等公共用水域の主な汚染源は、大別すると3つあり、工場等事業活動に伴って生じる産業系排水、炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って生じる生活系排水、そして雨や風など自然の作用によって森林、田畑、市街地等から汚濁物質が流れ込み、公共用水域が汚れる面源系排水によるものとされています。

新川が注ぐ印旛沼の発生源別汚濁負荷量は、面源系の割合が約8割を占めているため、面源系からの汚濁負荷の軽減を推進します。

- 道路等に堆積・蓄積した汚濁物質の除去推進
- 農地で使用する化学肥料・農薬の適正利用の啓発

(4) 公共用水域の水質監視

公共用水域において環境基準を達成しているかを、引き続きモニタリングしていきます。

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
公共用水域の環境目標値 (環境基準)の達成率	%	88	90
生活排水処理率	%	97.1	98.8

【施策の基本的方向】

地下水の汚染対策を推進するとともに、地盤沈下を防止し安全な生活環境の維持を目指します。

【施策】**（１） 地下水汚染の対策**

地下水汚染に関しては、県と協力して汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して継続的な浄化対策を指導します。

また、農業に起因する地下水汚染の対策として、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う環境保全型農業の啓発を行います。

- 工場及び事業所への有害物質の適正管理の周知
- 環境保全型農業の啓発
- 汚染源に対する継続的な浄化対策の指導
- 地下水汚染対策の実施(地下水の水質及び流向のモニタリング調査の継続)

（２） 地盤沈下の防止

「千葉県環境保全条例」及び「八千代市公害防止条例」に基づき、地下水の揚水規制・指導を行い、過剰な揚水による地盤沈下を防止します。

- 条例に基づく地下水の揚水の規制・指導の継続
- 定点モニタリングによる地下水位の経年変化の監視

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
地下水環境基準の超過地区数	地区	14	11
2cm 以上の地盤沈下地点数	地点	0	0

(1) 主要課題

- 首都圏にありながら、谷津・里山、河川など豊かな水・緑に恵まれた環境は本市の特性であり、人々に潤いある快適な暮らしを提供しています。一方で、本市の貴重な谷津・里山、農地の減少・荒廃が進行しており、都市化の拡大や気候変動の影響を受けて、さらに加速することが懸念されています。
- 自然と共生し、豊かな自然に囲まれた快適な環境を将来まで継承するためには、谷津・里山の緑の保全と再生、新川をはじめとする水辺の保全、市街地の緑化により、連続性のある健全な生態系を維持し、希少種など保護を必要とする動植物を含めて豊かな生物多様性を保全するとともに、その活用が必要です。
- 自然とふれあう機会を創出し、谷津・里山等が持つ多面的な機能や価値、人の暮らしと自然との調和、生物多様性の重要性の理解を促進することが大切です。

(2) 目標

谷津・里山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、その恵みを活用し、人と自然が共生するまちを目指します。

(3) 施策体系

基本方針4 豊かな水・緑の保全と自然との共生

- └ 基本施策4-1 谷津・里山等の保全
- └ 基本施策4-2 生物多様性の保全
- └ 基本施策4-3 グリーンインフラの整備と活用
- └ 基本施策4-4 自然とふれあう機会の創出

【施策の基本的方向】

多様な主体が参加・協働することで、市内に残る貴重な谷津・里山の保全と再生、優良農地の確保を図り、自然的土地利用の維持・確保に努めます。

【施策】**(1) 谷津・里山の保全・再生**

谷津・里山の持つ資源的価値を維持し利活用するため、谷津・里山保全活用アクションプランを策定し、計画的に谷津・里山の保全・再生を行います。

地域団体、非営利活動団体あるいは事業者など、多様な組織または個人の参加を求め、谷津・里山の保全を図ります。

- アクションプランに基づく谷津・里山の保全と再生活動の推進
- 多様な主体の参加・連携による谷津・里山保全活動の実施

(2) 水辺の環境保全

健全な水循環の確保と良好な水環境の保全を推進するため、河川や湧水の保全活動を継続するとともに、国・県が行う印旛沼流域における水質改善や、生態系などの保全・回復のための事業の推進に協力します。

- 河川・湧水等の保全
- 市民・事業者と連携した河川の清掃活動の実施
- 国・県が行う印旛沼及び流域河川における水質改善、生態系保全事業等への協力

(3) 農地の保全

農業の振興を図ることにより、食料供給を担うとともに、生物多様性の保全や水源かん養・防災機能など、重要な役割を果たす農地の整備と保全を推進します。

- 農地の多面的機能の維持・整備と保全の推進
- 農地の違反転用の防止
- 荒廃農地の増加の抑制

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
谷津・里山保全箇所数	件	9	12
環境保全林面積	ha	2.8	1.4
谷津・里山維持の担い手 (里山楽校参加者)	人	118	180

【施策の基本的方向】

希少種など保護を要する動植物の実態を把握し、保全・管理を推進するとともに、身近な動植物の生息・生育空間の創出を通じて、地域の生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成に努めます。人々に対し、地域固有の生態系の保全や、生物多様性の重要性の理解促進を図り、多様な生態系の維持を目指します。

【施策】**(1) 動植物の保全、自然環境データの整備・提供**

千葉県等で指定している希少種など保護を要する動植物の生息状況を含めて、市の自然環境を定期的に調査し、動植物の保全・管理対策を推進します。また、調査結果は、生物多様性の重要性を学ぶための環境学習教材として活用します。

- 自然環境調査の継続実施
- 自然環境データの整備と活用
- 希少種の保全・管理の推進

(2) 地域固有の生態系の保全及び特定外来生物の防除

身近な動植物の生息・生育空間の創出、移動経路の確保など、地域の生態系の連続性を意識して、谷津・里山をはじめとする緑地や水辺の環境保全に取り組みます。

市内に生息する生物を持ち出さない、外から生物を持ち込まないことを推奨し、地域固有の生態系の保全に努めるとともに、有害鳥獣の被害状況、特定外来生物の実態等を把握し、防護・捕獲等の対策を検討・実施します。

- 谷津・里山、水辺の環境保全を通じた生態系ネットワークの形成
- 地域固有の生態系保全に関する啓発活動
- 有害鳥獣対策の推進
- 特定外来生物の防除

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
特定外来生物または有害鳥獣駆除数	件	92	85

【施策の基本的方向】

都市の緑化と親水空間を創出し、さらにネットワークを形成して連続性を確保することで、身近に自然を感じられる潤いある空間づくりを推進するとともに、その多面的機能の活用を図ります。

【施策】

(1) 身近な緑の保全と創出

良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため、環境保全林や保存樹木の維持管理に努めます。また寺社林、市民の森などの身近な生活圏にある豊かな緑の保全を進めます。

住宅団地や工業団地などの開発行為においては、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。また郊外において、管理放棄されつつある山林や農地の維持管理を進めます。

市街地における街路樹の植栽や住宅地における緑化を推進します。宅地開発や区画整理地内の宅地開発等において、緑地保全や緑化推進を目的とした緑化協定を結び、緑化を図ります。

- 環境保全林や保存樹木の維持管理、市民の森など身近な緑の保全
- 郊外にある地域性緑地の開発抑制、山林や農地の維持管理の推進
- 市街化区域内にある一定規模の農地の「生産緑地地区」指定の検討
- 市街地の緑化推進(緑化協定の締結、屋上・壁面、生垣等の建物緑化)

(2) 公園・緑地の整備、維持管理

「八千代市都市マスタープラン」、「八千代市緑の基本計画」などの計画に沿って、計画的な公園・緑地の整備を進めます。

環境美化ボランティア制度(アダプト制度)を活用し、公共広場などの緑化や適切な維持管理のため地域住民の参加・協力を得ながら、植樹活動、緑の愛護活動などを推進します。

- 計画的な公園・緑地の整備
- 地域住民との協働による公園・緑地の管理、環境美化ボランティア制度(アダプト制度)の普及
- 道路・新川沿岸などのオープンスペースや公共施設の緑化推進

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
市民の森等 数・面積(緑地量)	m ²	106,075	106,075
市民1人当たり公園等整備面積	m ² /人	19.04	19.50
緑化協定数	件	415	415
環境美化ボランティア制度(公園数または団体数)	件	72	88

【施策の基本的方向】

市民が自然とふれあえる空間とふれあう機会づくりを推進し、豊かで多様な自然との関わりの確保、人々の交流促進を目指します。

【施策】**(1) 谷津・里山の活用**

市民団体と連携して、里山学習会等をはじめとする各種イベントを開催し、谷津・里山の持つ多様な機能や価値を市内外に向けて情報発信するとともに、人々の交流・地域間連携を促進します。

動植物とふれあう自然空間を守るため、ほたるの里をはじめとする拠点整備・管理を継続します。

教育機関や企業等と連携し、学校の授業や課外活動、企業のCSRの場として、谷津・里山の利用を推進します。また、谷津・里山の散策、農業交流センターにおける農業体験等を通じて、市の文化に接し、地元製品の普及を推進する機会を創出します。

- 里山学習会など谷津・里山関連イベントの開催
- 谷津・里山の持つ多面的機能や価値に関する情報発信（環境教育や企業のCSRの場としての活用促進）
- 動植物とふれあう自然空間の確保、継続的な維持管理
- 里山資源の活用促進
- 体験農業等を通じた地元製品の普及、食育活動の推進

(2) 親水空間の整備と活用

「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づき、新川の水辺の賑わいを創出する水辺の拠点整備を進めます。

河川改修に当たっては、緩傾斜護岸や親水性護岸など市民が水と親しむことのできる機能整備、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した工法・技術の採用に努めます。また、その場を利用する市民との意見交換を行い、市民との協働による親しみやすい水辺づくりに努めます。

- 新川の水辺の賑わいを創出する水辺の拠点整備
- 河川整備における親水性、生態系保全、景観等に配慮した工法・技術の採用
- 市民との協働による親しみやすい水辺づくり

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
ほたるの里活用回数	回/年	14	18

(1) 主要課題

- 本市の望ましい環境の姿を次世代へ引き継ぐために、みんなが環境の保全に取り組む機運が醸成されることが重要です。
- 市では環境教育や協働を促進しており、環境学習ボランティア講師など多くの環境ボランティアの確保に努めてきました。これからも引き続き、子どもから大人まで多様な人材が活躍し、地域の環境保全活動への参加を促進する必要があります。
- 各主体の連携を推進するとともに、IoTなどの科学技術を応用した環境学習の実施、環境関連産業の育成を促し、環境だけではなく経済の好循環についても進めていくことが大切です。さらに、地域間の協力・交流を促進し、SDGsで掲げるグローバル・パートナーシップを構築することが必要です。

(2) 目標

全ての人が環境保全に取り組み、繋がって新しい価値を生み出し、持続的に発展するまちを目指します。

(3) 施策体系

基本方針5 環境保全のための人づくり・地域づくりの推進

- └ 基本施策5-1 環境教育・環境学習等の推進
- └ 基本施策5-2 市民(団体)・事業者との協働による地域環境保全の推進
- └ 基本施策5-3 環境と経済の好循環の推進
- └ 基本施策5-4 地域間交流・協力の推進

【施策の基本的方向】

学校における環境教育の充実や、市民の環境保全活動への参加機会の創出、民間団体等の活動支援を通じて、地域の環境保全に対する人々の機運を高め、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの転換を目指します。市は収集した環境情報を、分かりやすく市民等に提供します。

【施策】**(1) 環境情報の収集・提供**

市が行うモニタリング活動に加え、事業者団体・環境活動団体との連携を通して情報を収集し、環境情報について、市民に分かりやすく提供します。

市の広報や環境白書などで、定期的に環境情報を提供するほか、緊急性や地域性に応じてホームページやSNS等による情報発信、自治会単位での広報誌の発行、啓発イベントや環境講座の開催など、様々な媒体や手法により、効果的で分かりやすい情報の発信に努めます。

- 事業者団体、環境活動団体との連携を通じた情報収集
- 「八千代市の環境」など本市の環境の現状、取組に関する報告書等の定期発行の継続
- 環境保全に関するホームページの充実、様々な媒体や手法による情報発信

(2) 学校・職場・地域における環境教育の推進等

教育機関や市民団体等と連携し、子ども環境教室や環境講座、まちづくりふれあい講座など環境学習・教育の事業の充実を図るとともに、参加促進に向けた周知に努めます。

環境学習・環境教育のあり方についての調査・研究を行い、環境保全とまちづくり、防災、歴史・文化など、関係する分野を組み合わせた幅広い環境学習・環境教育メニューを検討するとともに、小中学校等において、地域の環境資源やICTを活用しながら、自然環境や地球環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習の実施を引き続き推進していきます。

さらに、大学や事業者等と連携した市民講座の開催、先進的な環境技術を有する研究室や工場等を学びの場として活用するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。

- 環境学習・教育事業の充実と参加促進
- SDGsを考慮した幅広い環境学習・教育メニューの検討、地域の環境資源やICT活用の検討
- 大学や事業者等と連携し、専門的な知識や最新情報を学べる機会の提供
- 高効率省エネ設備や技術を有する公共施設や大学、工場等の活用検討

(3) 推進体制の充実

地域や事業所などで行う環境学習・環境教育活動を推進するため、環境学習・環境教育に深い知識を持つ八千代市環境学習ボランティア講師を育成・確保します。

環境保全などを行っている自治会、非営利活動団体、ボランティア団体、不法投棄連絡員や廃棄物減量等推進員、千葉県などと協力し、環境学習・教育推進のためのネットワークづくり、人材育成や交流促進を図ります。

また、市役所内においても職員に対する環境教育の継続・充実化を図ります。

- 八千代市環境学習ボランティア講師の育成・確保
- 環境学習・教育推進のためのネットワークづくり、人材育成・交流促進

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
環境ボランティア講師登録数	人(団体)	13	15
環境学習講座等開催数	回/年	23	30

基本施策5-2 市民(団体)・事業者との協働による地域環境保全の推進

【施策の基本的方向】

市民(団体)・事業者とのパートナーシップを構築し、人材育成や登用を進め、さらに連携による取組拡大を図ることにより、市域が一体となった環境保全の推進を目指します。

【施策】

(1) 市民(団体)などとの協働

自治会・町内、学校、家庭などで行われている資源物回収活動、緑化活動、清掃活動、再生可能エネルギー導入など、市民(団体)が行う環境保全活動を支援します。

新たな活動団体の立ち上げを含め、環境保全活動に携わっている非営利活動団体や様々な市民団体の育成・支援を継続するとともに、若い世代を中心として、地域の環境保全に率先して取り組む人材・リーダーの育成に努めます。

環境保全を行う市民団体等の活動拠点機能の確保・充実を図るとともに、団体間の交流促進、協働による取組を支援します。

- 市民(団体)が行う環境保全活動の支援
- 新たな活動団体や人材、リーダー育成の推進
- 市民団体等の活動拠点機能の確保・充実、交流・連携促進

(2) 事業者との協働

地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者を増加させるため、県のCO2CO2スマート宣言事業所登録制度の普及に努めるとともに、事業者による環境にやさしい事業活動の促進を図ります。

環境保全協定締結事業所を増やすため、未締結事業所と協議を行うとともに、既に締結済みの事業所については、環境関連イベントやボランティア活動への事業者からの参加促進、情報提供、環境学習への講師派遣等を依頼します。

- CO2CO2スマート宣言事業所登録制度の普及
- 環境にやさしい事業活動の普及促進
- 環境保全協定締結に向けた協議の実施

- 事業所の地域の環境保全活動への協力要請

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
新川一斉清掃参加人数	人/年	326	350
やちよ市民活動サポートセンターに登録している環境に関する活動をしている団体	団体	31	33
環境保全協定締結事業所数	事業所	20	20
CO2CO2スマート宣言事業所数	事業所	2	5

基本施策5-3 環境と経済の好循環の推進

【施策の基本的方向】

環境・エネルギーに関わる先進技術の積極的な活用や、環境関連産業の育成に取り組み、産学官の連携による地域資源の活用を推進することによって、環境と経済の相乗効果の発揮を目指します。

【施策】

(1) 環境関連産業の育成促進

国・県では、「経済・社会のグリーン化」や「グリーン成長」を担う環境ビジネスの育成・振興を図っています。

地元企業や大学等と連携し、環境技術に関する研究や、自然科学と最新技術を組み合わせたスマート農業の推進などIoTやAIをはじめとしたICT、ロボット技術を活用した地元産業振興、地元産品を利用した商品等の普及など、環境と関連したビジネスを推進します。

住宅用省エネ設備等導入補助事業、低炭素建築物新築等計画認定制度等に関し、相談対応や市内関連事業者にかかる情報提供など、地域と連携した取組を促進することにより、関連産業の振興を図ります。

- 産学官連携による環境関連ビジネスの推進
- 脱炭素化に資する環境関連産業の振興
- 事業者による環境投資の促進

(2) 環境と調和した産業の振興

家畜ふん尿の有効利用などによるたい肥などを活用した土づくりを進め、環境への負荷の少ない農業を促進します。また、市内の農産物直売所におけるイベントや、市主催のイベントにおけるPR活動を通じて、「ちばエコ農産物」の普及、地元産の旬の農産物を購入する千産千消(地産地消)を推進します。

観光協会や観光農園等、関連事業者等と連携し、文化・観光資源の発掘、普及に努めます。

- 千産千消(地産地消)の推進
- 観光や農業関連団体と連携した文化・観光資源の発掘、普及

【施策の基本的方向】

身近な環境から地球環境保全まで、多様化・複雑化する環境問題に対し、市域を越えた連携や交流を通じて課題解決を図ります。

【施策】

（１） 地域間の交流促進

谷津・里山保全、農業体験等グリーンツーリズムを通じて、市街地と郊外の人々の交流促進、生産者と消費者との交流を図ります。また、「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づく水辺の拠点整備を通じて、印旛沼流域における人々の交流、地域活性化を図ります。

印旛沼流域保全など環境政策に関する協議会の参加等を通じて、広範な環境情報を収集し、近隣自治体との連携・協力を図ります。

- グリーンツーリズムの推進による市街地と郊外、生産者と消費者の交流促進
- 新川における水辺の拠点整備を通じた流域連携、交流促進、地域活性化の推進
- 国、県、近隣市町など他の行政機関や活動団体などとの連携・協力

（２） 外国人住民に対する意識啓発の推進

多文化交流センターにおいて、外国人住民に対する環境情報提供・相談に努め、意識啓発を図ります。

- 多文化交流センターを通じた情報提供

第5章 戦略的・重点的に推進する施策

第5章 戦略的・重点的に推進する施策

将来の環境像の実現に向けた重点的な取組として、以下の3つのプロジェクトを推進します。

各プロジェクトは、将来の環境像のもと目指すまちのあり方の具現化に向け、第4章で示した分野別の環境施策の中から特に重要または効果的なもの（環境と経済の好循環の創出に向けて相乗効果が期待できる施策）を組み合わせましたものです。

これらのプロジェクトについて、多様な主体と連携しながら推進していきます。

1 ゼロカーボンシティ推進プロジェクト（基本方針1、2、4、5）

（1）事業概要・ねらい

2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現するためには、人々の生活や企業の事業活動における徹底した省エネとエネルギー消費を抑えるとともに、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー等の積極的な活用していく必要が重要となります。

快適な暮らしを維持しつつ、温室効果ガス排出削減を確実に進めるために、以下の施策を展開していきます。

（2）具体的な事業

1）3E+S（省エネ・創エネ・蓄エネ）の推進

- （住宅用省エネルギー設備等設置補助制度を通じて）家庭におけるエネルギー消費を抑え、太陽光・太陽熱、水素をエネルギーに変え、エネルギーを貯めて使い、防災性も高める3E+Sを推進します。
- 家庭・事業所における省エネルギー・再生可能エネルギーの導入に関する情報提供、温暖化対策に関する普及啓発をします。
- 再生可能エネルギー等の普及のための活動を行う市民団体、事業者を支援します。
- 市内において環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するための促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）の設定や取組の強化に努めます。
- 災害時に備え、太陽光発電設備や蓄電池などの自立・分散型エネルギーシステムの導入、雨水貯留施設の設置など、避難場所等の整備を推進します。
- 公共施設において再生可能エネルギー由来電力の調達を促進します。

2）バイオマスエネルギーの利用促進

- 廃食用油の収集及び再生利用（燃料化）を継続します。

3）グリーンビルディングの推進

- 低炭素建築物新築等計画認定制度を通じて省エネルギー性能を有した建築物の普及に努めます。
- 市街地の住宅、事業所等における建物緑化を推進します。

4）水・緑を活用したまちづくり

- 道路・河川沿岸などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。新川に水辺の拠点を整備します。
- 歩道や自転車道の整備を検討するなど、歩車分離をすることで、歩きやすいまちづくりを推進します。
- 雨水流出を抑え、ヒートアイランド現象を緩和する透水性舗装や雨水浸透ますの設置を推進します。

2 谷津・里山保全・活用プロジェクト（基本方針1、3、4、5）

（1） 事業概要・ねらい

本市の特徴的な自然である谷津・里山を市民、土地所有者、事業者、市が協働して保全・再生する事業を進めるとともに、谷津・里山の持つ多面的な機能や価値を活用する事業を実施します。

（2） 具体的な事業

1）谷津・里山の多面的機能の維持・保全

- 土地所有者、活動団体等との協定締結を推進し、二酸化炭素の吸収源としての役割を持つ谷津・里山の保全対象面積の維持・拡大を目指します。
- 希少な動植物の生息地の保全、人と自然がふれあう自然空間整備・管理を継続します。

2）多様な主体の参加による谷津・里山保全の推進

- 地域団体、非営利活動団体あるいは事業者など、多様な組織または個人の参加を求め、谷津・里山の保全を図ります。
- 谷津・里山保全活動のための担い手の育成に努めます。（里山楽校の継続、活動団体の支援等）
- 市内外企業のCSR活動を誘致・推進するため、情報提供を行います。

3）谷津・里山を活用した環境学習・教育の推進

- 地域の環境資源である谷津・里山を活用しながら、自然環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習の実施を推進します。

4）谷津・里山の活用・交流促進

- 谷津・里山保全、農業体験等グリーンツーリズム、野外活動（キャンプ等）を通じて、市街地と郊外の人々の交流促進を図ります。

3 環境にやさしい人づくりプロジェクト（基本方針3、4、5）

（1） 事業概要・ねらい

市民・事業者の環境に対する関心・理解を深めるため、環境学習・環境教育の充実を図り、次世代に良好な環境を引き継ぐことのできる環境にやさしい人づくりを推進します。

（2） 具体的な事業

1）地域資源を活用した環境教育メニュー・教材の検討

- 自然環境調査を継続し、本市の動植物に関するデータベースを更新します。このデータベースを生物多様性の重要性を学ぶための環境学習に活用します。
- 環境保全とまちづくり、防災、歴史・文化、食など、関係する分野を組み合わせた幅広い環境学習・環境教育メニューを検討します。
- 大学や事業者等と連携した講座を開催するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。

2）多様な環境保全の担い手・環境ボランティア講師の育成

- 環境保全に取り組む団体等を支援し、地域の環境保全に率先して取り組む人材・リーダーの育成に努めます。
- 市民が気軽に地域活動に参加できるよう、自治会や教育機関等と連携し、幅広い年代からの活動参加を促します。
- 大学や事業者（特定事業場、環境保全協定締結事業所、地域包括連携協定締結事業所）などから、環境保全、防災、食育等、幅広い環境教育に資する情報提供、講師派遣を依頼します。